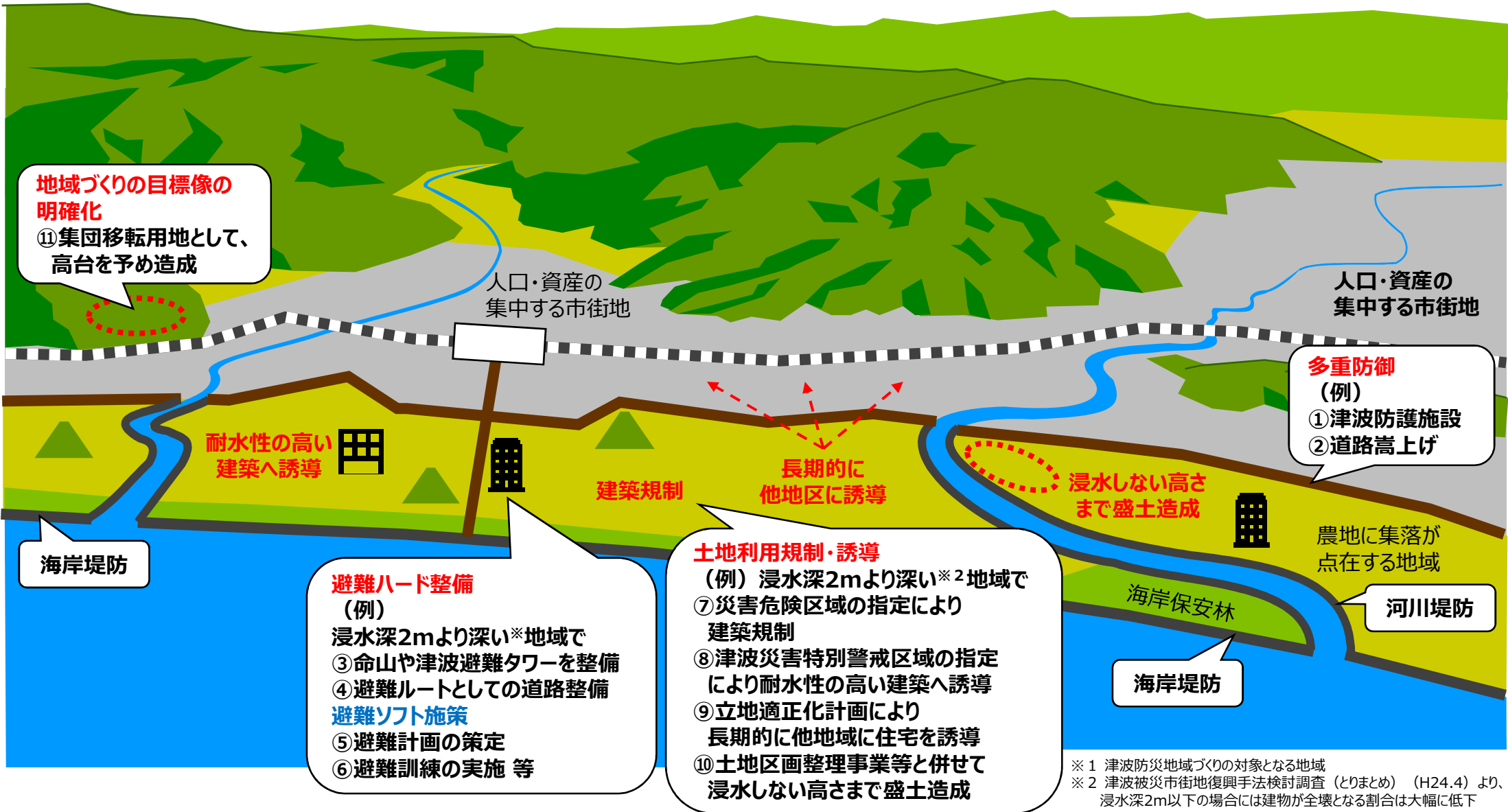


津波浸水リスクに対して講じる措置の例

- (1) 津波対策として講じることのできる措置イメージ**
- (2) 海岸堤防高をL1津波高より低い高さで整備する場合に必要な措置**
- (3) 津波防災地域の土地利用と一体的に復旧復興している事例**
- (4) 津波防災地域の土地利用規制を前向きに推進している事例**

(1) 津波対策として講じることのできる措置イメージ

- 津波リスクから人命及び資産を守るため、津波防災地域^{※1}で講じることのできる措置は下図のとおり。
- 海岸・河川堤防及び津波防災地域で講じる措置の組合せは、津波リスクと各種措置による効果に関するリスクコミュニケーションを通じて、関係者の合意形成を図ったうえで、津波防災地域づくり推進計画等の法定計画に位置づけることが必要。



■ 多重防御

① 津波防護施設



② 道路の嵩上げ



■ 避難ハート整備

③ 命山や津波避難ビルの整備



④ 避難ルートとしての道路整備



津波避難道路の整備例
(一般県道岩沼海浜緑地線)

「津波避難のための施設整備指針」に沿って、津波避難道路については車道の幅を8.0m、歩道の幅を3.5m以上と定めた。(宮城県)



(出典：内閣府地方分権改革事例データベース／津波避難路による円滑な避難)

■ 避難ソフト施策

⑤ 避難計画の策定



(出典：南伊豆町津波避難マップ(伊浜地区))

⑥ 避難訓練の実施等

情報伝達訓練

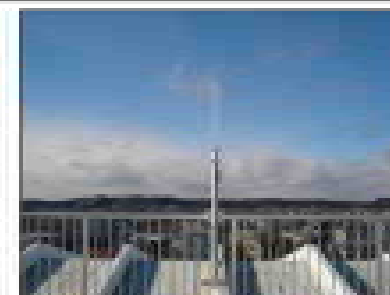
東日本大震災では、情報活動が重要な意味を持ちました。そのため、情報伝達体制には力を入れて取り組んできました。その中心は、自主防災組織連絡協議会(市が事務局)であり、各自主防災組織です。自主防災組織は、8地域に分かれ、83地区あります。

市では、平成26年度に8地域に情報用アンテナを設置し、各地区には1台ずつ携帯型トランシーバーを配置し、8つの地域で地域災害対策本部を設置する体制づくりをしました。

取り組みの工夫・実現に向けてのポイント

「情報伝達訓練の概要」

- 各自主防災組織は、新たに設置されたアンテナと配置されたトランシーバーにより、地域災害対策本部に災害対策本部の設置完了、避難所及び避難人員を報告します。
- そして避難所担当職員が防災行政無線で市の災害対策本部に報告します。



情報用アンテナの設置

<情報伝達の流れ>

- ① 各自主防災組織 (トランシーバー) ↔ ② 地域災害対策本部 (防災行政無線) ↔ ③ 市災害対策本部

【交信例】

- 自主防 「〇〇地区から、〇〇対策本部どうぞ」
地域災害対策本部 「〇〇対策本部です。〇〇地区どうぞ」 → 地域内全自主防受信
自主防 「〇〇地区9時30分 〇〇地区センターへ対策本部設置完了。避難所は〇〇地区センターへ設置。10時時点避難者〇〇人です。どうぞ」
地域災害対策本部 「〇〇対策本部です。9時30分〇〇地区センターへ対策本部設置完了。避難所は〇〇地区センターへ設置。10時時点避難者〇〇人。了解」 → 地域内全自主防受信

※1 通話の最後に「どうぞ」を付け、交信をスムーズに行ってください。

※2 携帯型デジタルトランシーバーについては、地域ごとに定めたチャンネルに合わせ交信してください。(次ページ参照)

(出典：内閣府 津波避難訓練事例集/東松島市の取組)

■ 土地利用規制・誘導

⑦ 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

（岩手県大槌町赤浜地区における災害危険区域）



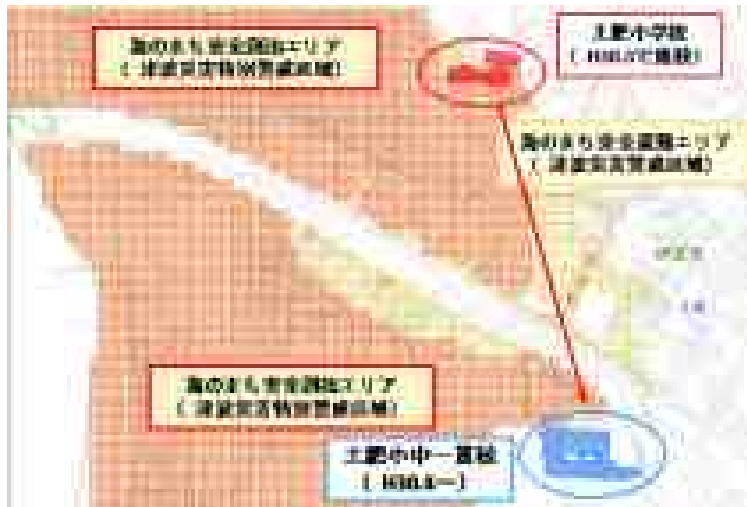
大槌町災害危険区域に関する条例抜粋

（建築の制限）

第3条 前条で指定した**災害危険区域内**においては、**住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿寮等住居の用に供する建築物**（以下「住宅等」という。）を**建築してはならない**。

■ 土地利用規制・誘導

⑧ 津波災害特別警戒区域の指定



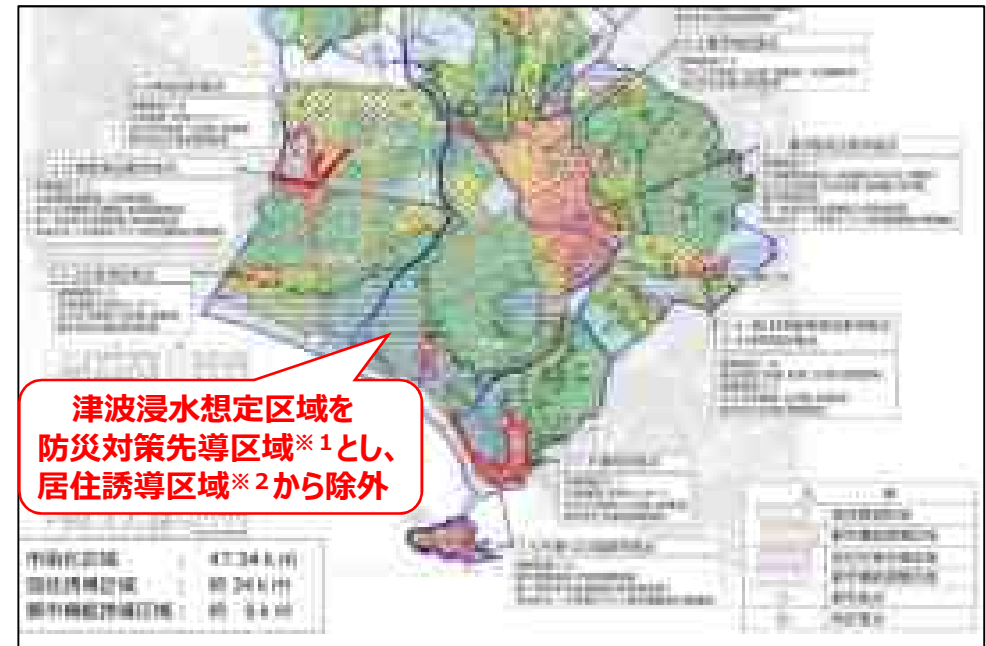
(出典：伊豆市津波災害特別警戒区域図を元に一部加筆)

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）では、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、規制の対象となっている

⑩ 浸水しない高さまで盛土造成



⑨ 立地適正化計画（居住誘導区域から除外）



(出典：藤沢市立地適正化計画を元に一部加筆)

※ 1 防災対策先導区域（藤沢市独自設定）

ハザードエリアであることの再周知を行い、災害に対する事業者や市民等の意識啓発を図るとともに、減災・防災対策を重点的に行っていく区域（居住誘導区域外の区域で、一定規模以上の開発行為や建築行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられている。）

※ 2 居住誘導区域（都市再生特別措置法）

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

■ 地域づくりの目標像の明確化

⑪ 復興に向けた備え（高台整備）

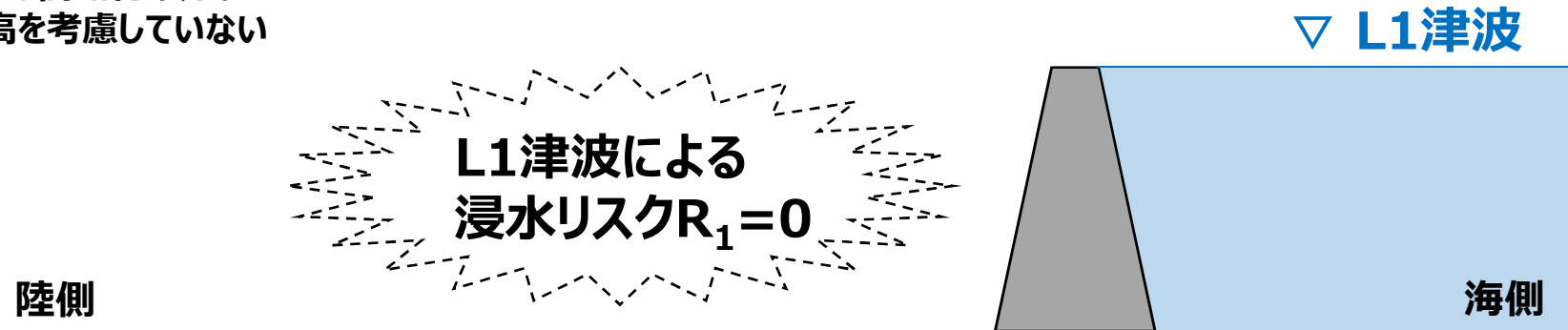


復興時に仮設住居等に
活用できる高台を予め
整備しておく

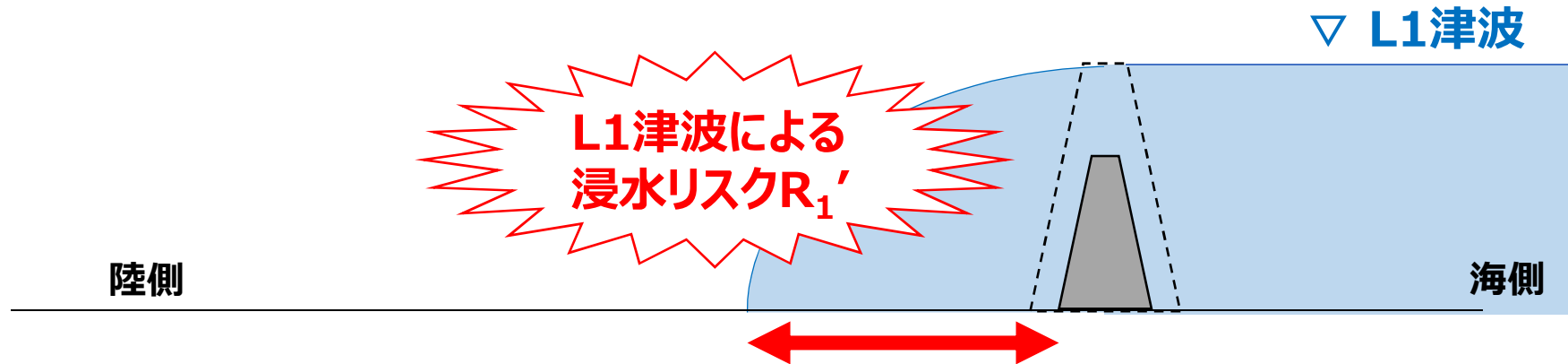
(出典：第3回懇談会（H29.12.11）資料3 - 5を元に一部加筆）

■ 海岸堤防高をL1津波高^{※1}とした場合

※1 ここでは簡略化のため
余裕高を考慮していない



■ 海岸堤防高をL1津波高より低い高さで整備する場合



海岸堤防高をL1津波高より低い高さで整備する場合、
L1津波による浸水リスクから人命及び資産を守るため、
L1津波により浸水が想定されるエリアについて
土地利用規制等の津波防災地域で講じるべき措置が必要。

■ 土地利用一体型水防災事業

土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、**一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業。**

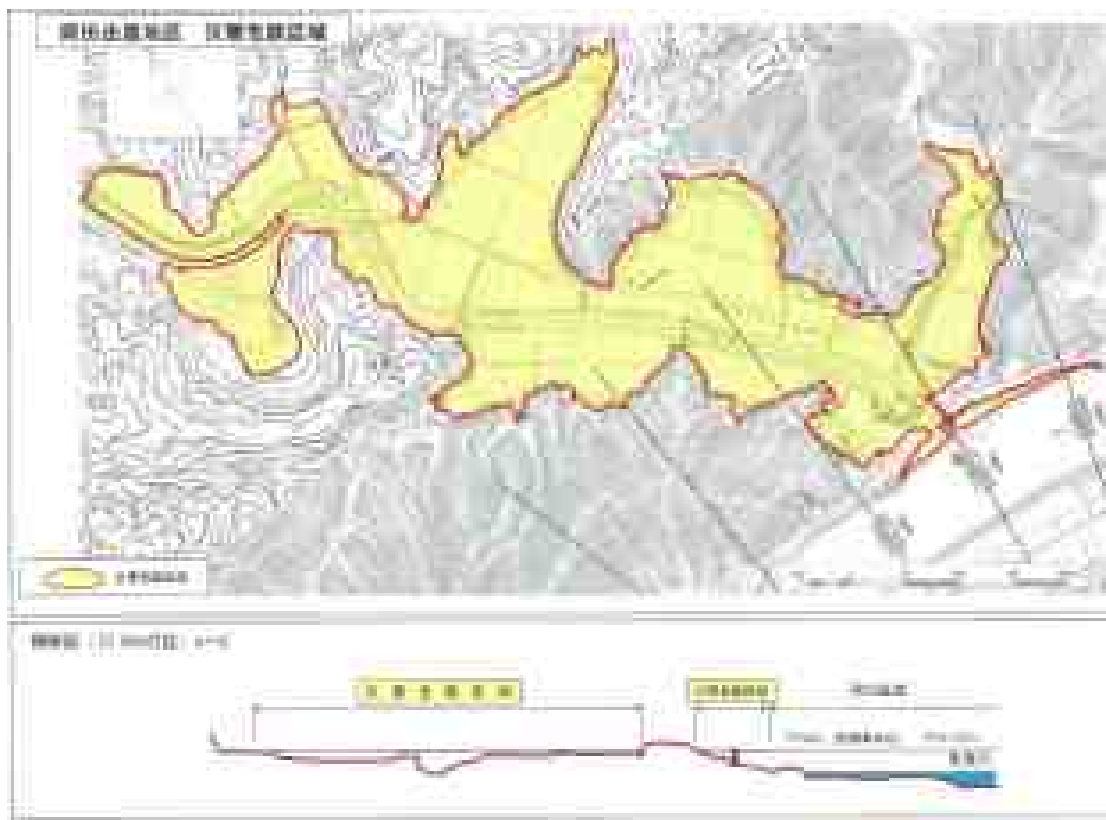
なお、**氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制（災害危険区域の指定等）をかける。**

輪中堤を整備した事例（千曲川／中野市）



(出典：地理院地図データを元に事務局で作成)

宅地嵩上げを行った事例（由良川／舞鶴市）



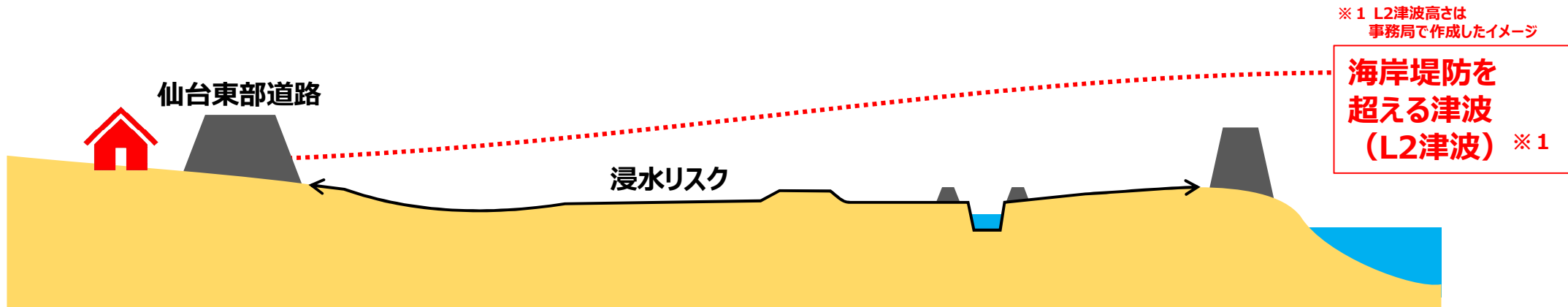
(出典：舞鶴市 岡田由里地区 災害危険区域)



■ 土地のスケールに応じた津波防災地域での措置 (①幅が広い: 宮城県岩沼市)

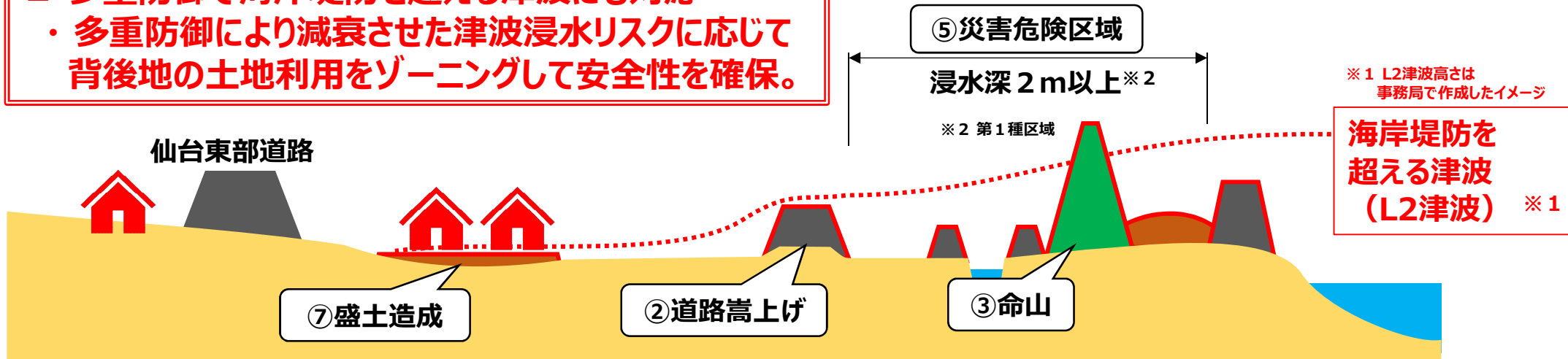
■ 海岸堤防のみで津波リスクに対応する場合

- ・ 海岸堤防を越える津波により広大な津波防災地域が浸水するリスクがある。



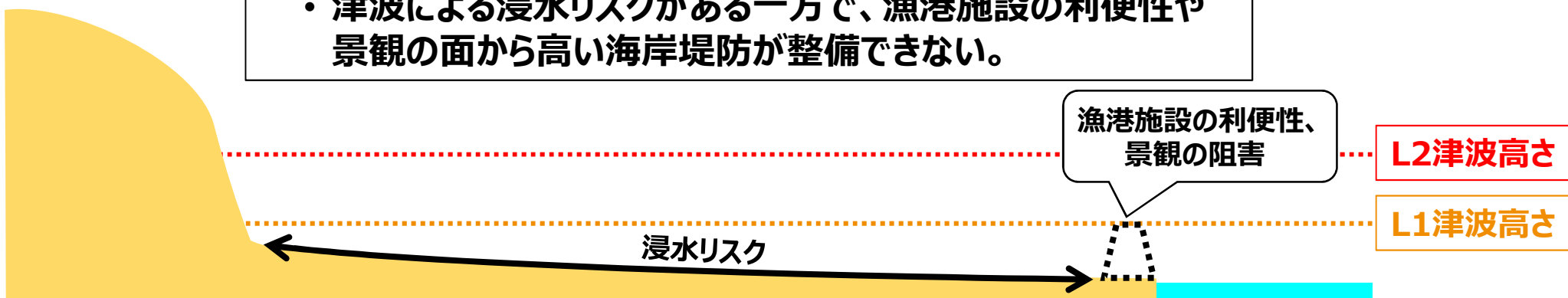
■ 多重防御で海岸堤防を越える津波にも対応

- ・ 多重防御により減衰させた津波浸水リスクに応じて背後地の土地利用をゾーニングして安全性を確保。



■ 土地のスケールに応じた津波防災地域での措置 (②幅が中程度：宮城県女川町)

- 従前の地盤高で復旧復興した場合
 - ・ 津波による浸水リスクがある一方で、漁港施設の利便性や景観の面から高い海岸堤防が整備できない。



Aゾーン

- ・ 高台造成又は盛土造成によりL2津波に対しても浸水しない、又は浸水深3m以下としたAゾーンを**居住地**とする。

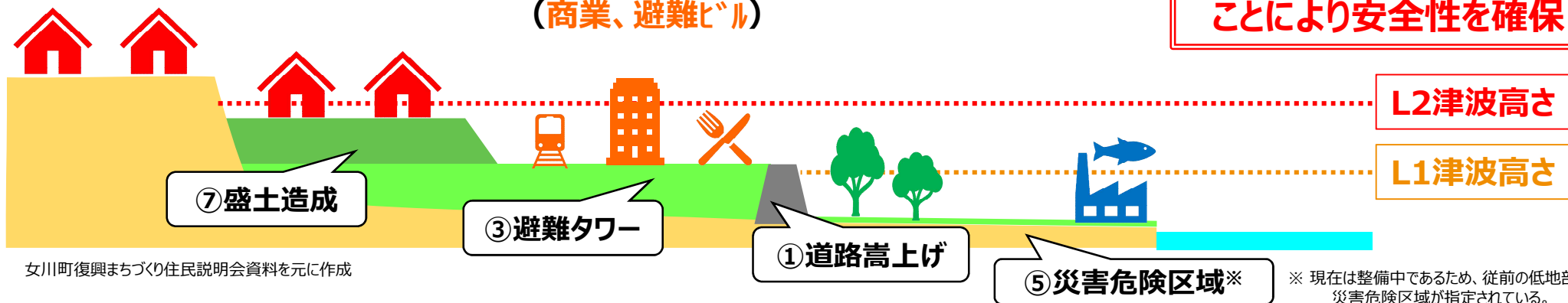
Bゾーン

- ・ 堤防天端高で盛土整備したBゾーンを**市街地**とする。
(商業、避難ビル)

Cゾーン

- ・ 従前の高さで復旧したCゾーンを**公園、漁港施設**とする。

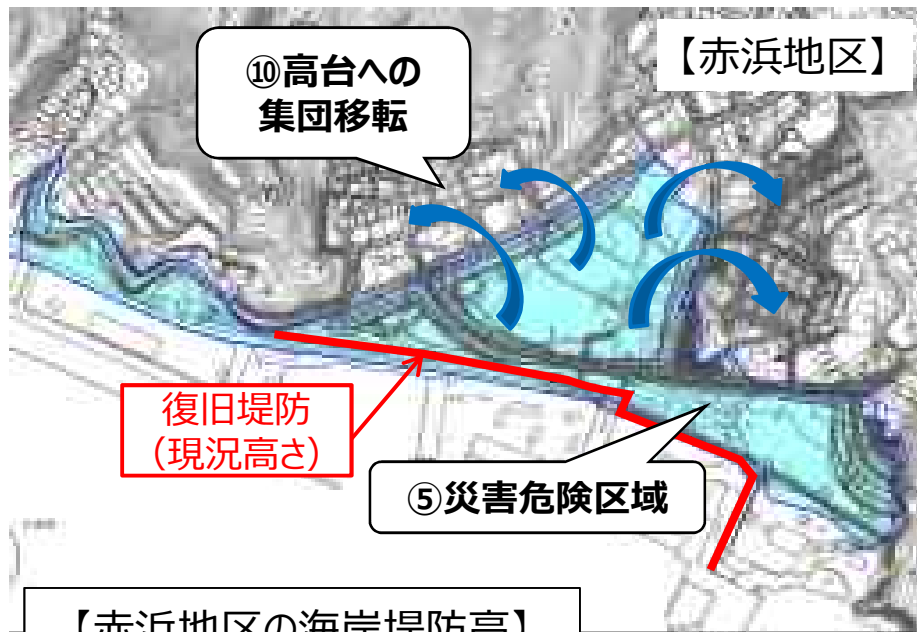
- 土地利用に合わせた地盤高により復旧復興
- ・ 津波防災地域の土地利用のゾーニングに応じた地盤高に復旧復興することにより安全性を確保



■ 土地のスケールに応じた津波防災地域での措置 (③幅が狭い：岩手県大槌町)

- 海岸堤防でL1津波に対応する場合
- ・ 漁港施設の利便性の面から高い海岸堤防が整備できない。

- 集団移転・土地利用規制により津波リスクに対応
- ・ 海岸堤防高を既存堤防で復旧する一方で、高台へ集団移転することで安全性を確保
- ・ 東日本大震災における浸水区域には、災害危険区域を指定 (盛土造成地除く)

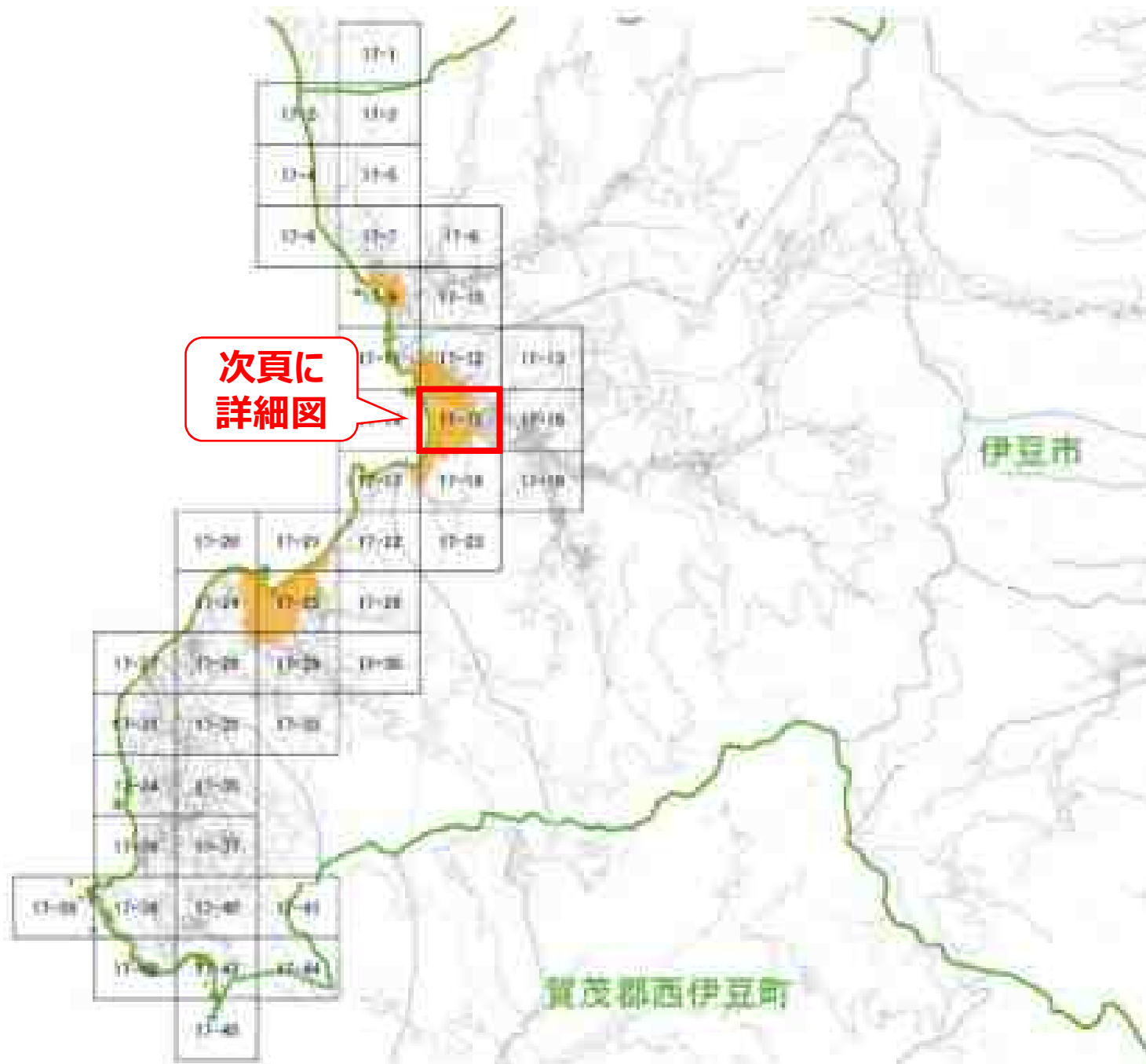


【赤浜地区の海岸堤防高】
既存 (T.P.+6.4m)
↓
L 1 規模 (T.P.+14.5m)
↓
調整結果 (T.P.+6.4m)

【小枕地区の海岸堤防高】
既存 (T.P.+6.4m)
↓
L 1 規模 (T.P.+14.5m)
↓
調整結果 (T.P.+6.4m)

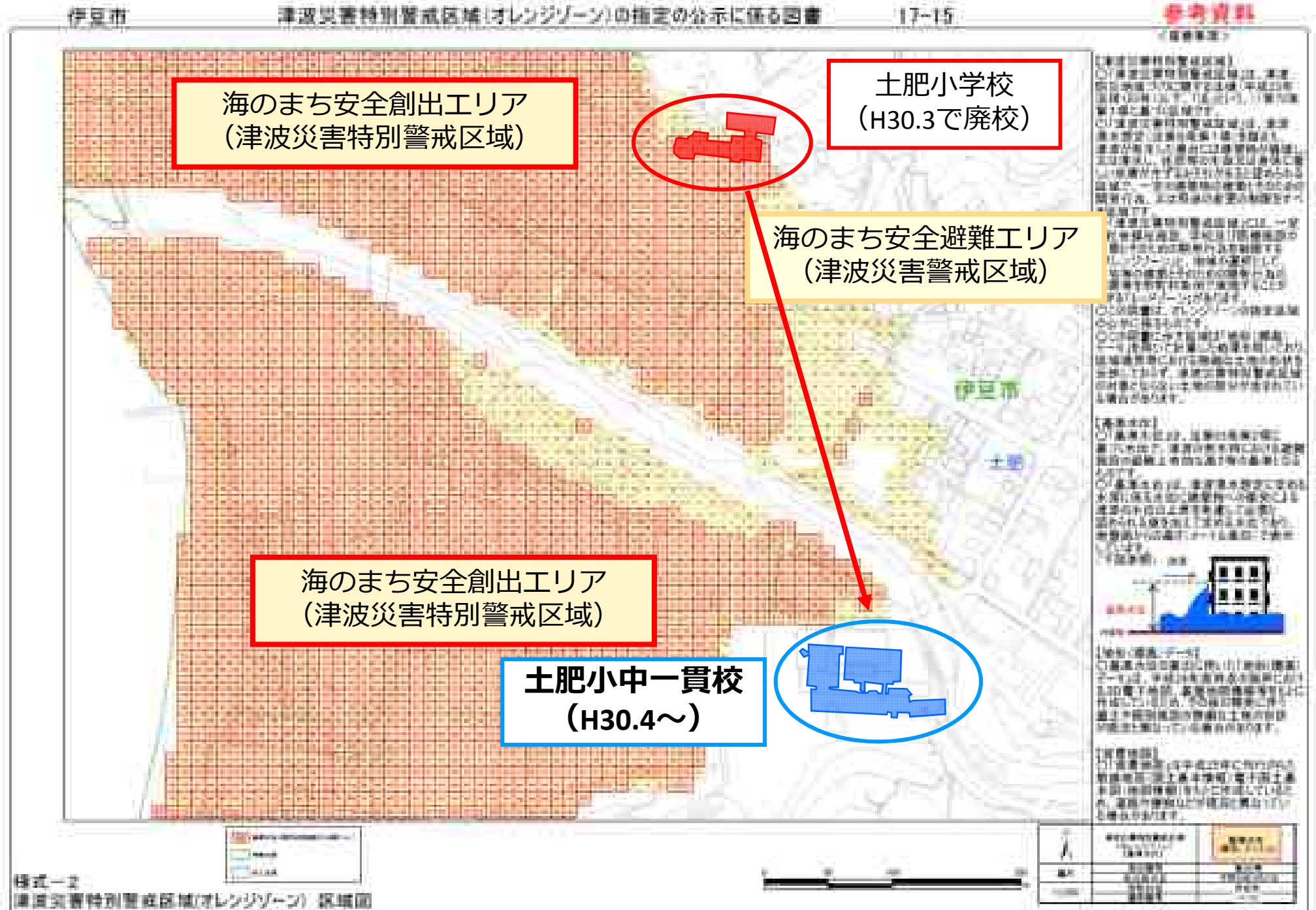
(出典：大槌町 災害危険区域図を元に作成)

(4) 津波防災地域の土地利用規制を前向きに推進している事例 (伊豆市の例) 15



(出典：伊豆市 津波災害特別警戒区域)

(4) 津波防災地域の土地利用規制を前向きに推進している事例 (伊豆市の例) 16



(出典：伊豆市 津波災害特別警戒区域)

津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域
の前向きなネーミング

ようこそ！
海と共に生きるまち土肥へ！

地域を安全にする区域の「愛称」が決まりました！

わたしたちの住む土肥地域は、海からの恵みを受けている一方、時には地震や津波による災害と向き合うことも必要になる**海のまち**です。そこでわたしたちは、この災害に向き合い生活し、多くの方に土肥へ安心して来ていただくため、地域を安全にする**2つの区域**を指定し、安全に向けた取り組みをさらに進めることにしました。

海のまち安全避難エリア

意味・・・津波の危険性を十分に理解し、対処方法、避難方法をきちんと準備しているエリア

愛称に込めた思い・・・万が一地震・津波による災害が起こった場合でも安全に「逃げる」ことができるよう、取り組みをみんなで頑張っていくエリアに！

海のまち安全創出エリア

意味・・・今後、更なる危険性(リスク)をこれ以上、増やさないための取り組みを行うエリア

愛称に込めた思い・・・地震・津波からの避難が難しい高齢者や乳幼児等が、津波を「避け」て助かるように、安全にするための取り組みをつくりだし、積み重ねていくエリアに！

※『海のまち安全避難エリア』と『海のまち安全創出エリア』は、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域をわかりやすく伝えるため、伊豆市が愛称募集をして決定したものです。

観光防災まちづくりのPR

始めています！観光と防災の共生

観光と防災のバランスがとれたまちづくりを進めるための計画

観光と防災のバランスをとるために必要な4つのキーワード

共生する 逃げる 生き延びる 守る・減らす



みんなで考える会

地区・団体・学校がつくった目標『地震・津波対策がんばる宣言』
地域が話し合い・考える場『みんなで考える会』

土肥を訪れた方々の安心をつくる取組を次々実行！



観光施設連携訓練

宿泊施設

全国で認められた！土肥の底力

ジャパン・レジリエンス・アワード2018で『グランプリ』を受賞！



H30.3 伊豆市津波防災地域づくり推進協議会